

国有林野の管理経営に
関する基本計画
(案)

平成20年12月 日

農林水産省

この国有林野の管理経営に関する基本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成21年4月1日から平成31年3月31日までを計画期間とする国有林野の管理経営に関する基本的事項についての計画である。

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針	1
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進	2
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	3
(3) 国民の森林としての管理経営	4
(4) 地球温暖化防止対策の推進	5
(5) 生物多様性の保全	6
2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項	7
(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	7
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	7
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項	8
(1) 林産物の安定供給	8
(2) 林産物等の販売	9
4 国有林野の活用に関する基本的な事項	9
(1) 国有林野の活用の適切な推進	9
(2) 公衆の保健のための活用の推進	9
5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営 に関する事項	10
(1) 管理経営の事業実施体制	10
(2) 長期的な収支の見通し	11
(3) その他事業運営に関する事項	11
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	12
(1) 人材の育成	12
(2) 林業技術の開発普及	12
(3) 地域振興への寄与	13
(4) 労使協力の推進	13

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にすることを通じて、新規借入金に依存する体質から脱却するとともに、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き財政の健全化と適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、これまでの成果の上に立って、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組を着実に実行していくこととする。

このため、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項をこの計画で明らかにするとともに、毎年度の実施状況を公表するなどの手続きにより透明性を担保しつつ、管理経営の実施状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直すことにより、引き続き国有林野事業の改革のための特別措置法等に基づき改革の着実な推進に努め、関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と強力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本方針

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野を管理経営している国有林野事業は、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待の下に、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として、事業実行の効率化と併せて簡素かつ効率的な体制の整備を図りつつ、次の基本方針に即した管理経営を行うこととする。

(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進

我が国の国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や豊富な生態系を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている。近年においては、このような森林の有する公益的機能の発揮への期待が高まり、とりわけ地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の観点から地球的規模で森林を持続的に利用管理するという認識が急速に広まるとともに、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、森林に対する国民の要請が多様化してきている。

国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、国民のこうした要請に適切に対応するため、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に類型化し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、適切な施業を推進することとする。

機能類型区分	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
水土保全林	土砂流出・崩壊の防備、水源のかん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林	樹根や表土の保全、下層植生の発達が期待される育成複層林施業、長伐期施業等の推進
森林と人との共生林	原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林	野生動植物の生息・生育する森林の保護・整備、森林浴や自然観察等保健・文化・教育的な活動の場の整備、自然景観の維持等
資源の循環利用林	環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを重視する森林	森林の健全性を確保し、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育及び間伐の推進

育成複層林施業：林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成林させる施業

長伐期施業：通常の伐期齢（例えばスギの場合40年程度）の2倍程度に相当する林齡で主伐を行う施業

このうち、山地災害の防止、水源のかん養等の機能を第一とする「水土保全林」

及び森林生態系の保全、保健文化等の機能を第一とする「森林と人との共生林」のいわゆる公益林については、管理経営方針の転換や公益的機能の発揮に対する国民の要請の高まり等を踏まえ、個々の森林の状況等を勘案しつつ拡大してきたところであり、今後は、多様で健全な森林の整備・保全を行い、質的充実を図ることとする。

森林の取扱いについては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮するものとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化、林齡や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生の抑制等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進するものとする。

また、国民の安全と安心を確保するため、重要な水源地域等において、今後とも民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備する。

なお、引き続き、公益林の保全管理等に必要な経費の一般会計からの繰入を行うこととし、一般会計繰入を前提とした特別会計制度の下で、国有林野の適切な管理経営を行うこととする。

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林、国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業体の育成等について民有林関係者等と連携して推進する必要がある。

このため、民有林と同一の流域を単位として国有林野の管理経営に関する計画を立てるとともに、流域を勘案して再編した組織機構の下で民有林関係者等との連携を強化することとする。また、流域森林・林業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）等の場を通じ、流域管理システムの推進に向けて、流域管理推進アクションプログラムの実施や一層の民有林関係者との連携を図ること等により、森林資源の充実や国民の森林に関する関心の高まりを捉え、各流域の特性

に応じて先導的・積極的に取り組むこととする。

この場合、国有林における伐採予定等の管理経営に関する情報を提供するほか、地域の森林整備についての課題やニーズを把握し、これを事業運営に反映させるよう努めることとする。また、地域のニーズに対応した技術開発や研修に必要なフィールドを提供するほか、森林施業等についての適切な助言、施業モデル林の設定、技術検討会の開催等の取組を行うものとする。

また、地方自治体等と施業団地や作業道等路網の設定による効率的な間伐等の森林整備等を推進するための協定を締結するとともに、地域材の銘柄化や計画的な木材の安定供給に努めるなど、民有林と一体となった森林施業、生産目標等の共通化に積極的に対応する。流域の森林整備等を担う林業事業体については民有林行政との連携を図りつつ計画的・安定的な事業の発注等に努め、その育成整備を図るものとする。路網については、民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な整備を推進するものとする。

さらに、上下流の連携を強化するため下流住民等に対する情報の提供、林業体験活動等を促進するとともに、活性化協議会等と協力して下流住民等の活性化協議会等への参加を促し、その理解と協力を得つつ森林整備を推進するものとする。

(3) 国民の森林としての管理経営

国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を「国民の森林」として位置づけ、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進するものとする。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

ア 双方向の情報受発信

開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聞くこととする。その際、広報の充実等、国民の理解を促進するための取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めるものとする。

イ 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、教育利用の目標を定め、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局、森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールド等の情報提供等の取組を推進する。

また、これに関して、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組を推進するものとする。

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

国有林野事業においては、これまでも分収林等の制度を通じて国民参加の森林づくりを推進してきており、今後とも、流域の上下流の相互理解や連携等に基づく森林整備を促進する観点から、下流住民等による水源林や漁業関係者による「漁民の森」の造成を推進するとともに、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を進めなど、多様な主体と連携した取組を進めることとする。

また、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的木造建築物や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」の推進、NPO等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生に加えて、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組を進めるものとする。

こうした国民参加の森林づくりを推進するに当たっては、国民の要請に応えつつ、変化に富んだ多様な森林づくりや世界文化遺産等との調和に配慮するなど、魅力ある森林景観の創出にも取り組むものとする。

森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努める。

(4) 地球温暖化防止対策の推進

国有林野事業においては、平成14年12月に策定された「地球温暖化防止森林吸

「取源10カ年対策」、平成20年3月に改定された「京都議定書目標達成計画」及び「美しい森林づくり推進国民運動」等を通じて、地球温暖化防止対策に率先して取り組むこととする。

具体的には、環境と調和した循環型の経済社会・森林資源の活用による低炭素社会を構築する一環として、森林の整備・保全と木材・木質バイオマス、とりわけ国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及、定着にも取り組むこととする。特に、京都議定書目標達成計画において、2007年度からの6年間で330万ヘクタールの間伐の実施等が目標とされており、これを踏まえつつ、国有林野事業として森林吸収源対策の間伐に積極的かつ着実に取り組むなど機能類型に即した森林の整備を推進する。また、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全管理や、森林資源情報の収集システムの活用を進めるなど森林吸収量の報告・検証体制の強化等についても取り組むものとする。その際、上下流の連携や国民参加による森林整備等の促進を図ることとする。

また、間伐は森林による二酸化炭素吸収量の確保につながるだけでなく、間伐材等の有効活用は、その販売収入により森林の整備・保全が促進されるとともに、利用それ自体が、化石燃料を代替して使用を抑制することや製造エネルギーが多い他の材料の使用を抑制することにつながり、さらに木材として長期に利用されることにより自ら二酸化炭素を貯蔵することで地球温暖化防止対策にも貢献することになる。

このため、木材の建築資材等としての長期間の利用、一度利用した木材の再利用、国産材の需要が拡大している合板や集成材での利用、他の資源の代替利用等の木材の利用促進を図ることとして、木造の庁舎等の整備を行うとともに、治山事業等における森林土木工事に当たっては、木材の特質を考慮しつつ緑化基礎工、法面保護工等に間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むものとし、併せて、これらの取組を通じて、林業・木材産業関係者と連携しつつ、国民に対する積極的な啓発に努めるものとする。

また、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、風力、小規模水力発電等、自然エネルギーを利用した発電用地としての国有林野の活用の推進にも努める。

(5) 生物多様性の保全

我が国の国土の3分の2を占める森林は、遺伝子や種のレベルにおいて多種多様な動物、植物や土壤生物が生息・生育し、立地条件や気象状況などの環境とともに多様で複雑な生態系を構成しており、生物多様性の保全において重要な要素となっている。特に国有林野は奥地脊梁山脈や水源地域を中心に里山まで全国各地に所在しており、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めてい

る。

このため、国有林野の管理経営にあたっては、生物多様性の保全も含め期待される役割を十分果たせるよう、森林の健全性を維持・確保していく取組を、地域の状況等に応じた目標を設定しつつ、持続していくことが重要となっている。

具体的には、原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行う保護林や、野生生物の移動経路となる緑の回廊を積極的に設定するなど拡充を図り、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の森林・林業に多大な被害を与えていた野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国民共通の財産である国有林野を適切に保全管理することは、将来にわたって国有林野事業の使命を十全に果たす上で極めて重要である。

このため、森林巡視を着実に実施することにより、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の防除、廃棄物の不法投棄への対応、標識の設置、保安林の適切な管理等の森林の保全管理に努めるとともに、境界の保全等による国有財産としての管理を適切に実施する。また、森林の保全管理に当たっては、地域住民、地元自治体、ボランティア、NPO等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄防止意識の啓発等に努めるものとする。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、優れた景観を有する森林や、貴重な野生動植物が生息・生育するなど豊富な森林生態系を維持している森林、溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、地球環境保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要になってきている。

このため、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営方針の下で、「森林と人との共生林」のうち、自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら

ら、生物多様性保全の視点で希少種の保護、移入種の侵入防止・駆除等に努めるとともに、特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全管理が必要な森林については、保護林として積極的に設定するなどその拡充を図ることとする。

これに加え、森林生態系保護地域を中心に他の保護林とのネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努めるものとする。

これらの設定に当たっては、生物多様性保全のための場として戦略的な配置となるよう配慮することとする。

入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルールの確立等を図るとともに、その内容等について地域外の方々にもご理解をいただけるようホームページの活用・工夫を図るなど適切に対処する。また、立入が可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか森林生態系や林業等に関する知識の普及啓発に努める。

さらに、保護林のあり方やその保全管理について、NPO等の国民の意見・協力を得るなどして、それぞれの保護林の状況も踏まえつつ幅広く検討し、適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携を確保する。

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

(1) 林産物の安定供給

国有林野事業においては、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めつつ、森林の多面的機能の発揮の観点から、木材生産も森林の主要な機能の一つとして位置づけ、計画的・安定的な木材の供給を図ってきたところであり、地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、引き続き持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、木材加工技術の向上により、合板や集成材等の原料として利用が拡大していることから、その需要者等へ安定的に供給するよう努めることとする。

さらに、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材や檜皮（ひわだ）等の計画的な林産物の供給に努める。また、流域管理システムの推進の観点から、民有林・国有林一体となった産地銘柄の形成、国産材のPRの展開、需給動向の情報交換等により木材の安定供給や国産材の需要拡大に寄与することとする。

あわせて、国有林には再生可能な豊富な森林資源があることから、二酸化炭素の排出抑制に資する木質バイオマスの利用の促進のため、利用が低位な木材の有効利用の観点からもその供給にも努めることとする。

(2) 林産物等の販売

国有林野の林産物の販売については、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値を期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進にあたっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。

林産物の販売に当たっては、持続的・計画的に林産物を供給する方針の下で、安定的な需要を確保しつつ、需要動向に対応して弾力的に行うとともに、市場への販売委託を推進するなど民間の木材市場等を活用し、また、曲がり等を含む間伐材については、需要先へ直送するシステム販売により新規需要開拓と安定的な供給を図ること等により、林業・木材産業の活性化を図るとともに、併せて収入の確保に努めることとする。

環境緑化木等国有林野に賦存する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めるものとする。

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

(1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用、公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進するものとする。

また、林野・土地等のうち、土地については資産の徹底した見直しを行い、事業遂行上不可欠なものを除き、可能な限り売り払うこととし、林野については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ、「市町村の森」等の地域住民の福祉の向上に寄与する森林や、農林業をはじめとした地元産業の振興等に必要な林野の売払いを推進するなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に、地元自治体との情報交換を十分に行いつつ、取り組むものとする。

このような国有林野の活用を通じて収入の確保にも資するものとする。

(2) 公衆の保健のための活用の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理経営方針の下で、国有林野のうち自然景

観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したもの及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林と人との共生林」のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適當と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するものとする。

この場合、森林とのふれあいに対する多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、地域との合意形成を図り景観形成等の目標を設定しつつ、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくものとする。その実施に当たっては、利用の動向及び見通し、整備の実現可能性、地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、「レクリエーションの森」の設定を見直すとともに、民間活力を活かした施設整備等の推進、及び地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポート一制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努めていくこととする。

また、特に一定の施設整備を行うべき地域については、需要動向等も踏まえつつ、広く公衆の保健利用に供するための計画を策定し、国土の保全、自然環境の保全等の公益的機能との調和を図りながら、民間の能力を活かして休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設等の整備を行うものとする。

5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項

(1) 管理経営の事業実施体制

国有林野の管理経営については、簡素な組織・要員の下で効率的に行うこととし、事業の実施に当たっては、民間事業者の能力を活用しつつ、国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為は、できるだけ早い時期にそのすべてを民間事業者に委託して行うものとする。

また、林産物売払いに係る収穫調査等については、引き続き、国の監督下にある指定調査機関への委託を推進する。

なお、地域の実情等を踏まえつつ民間委託になじまないものについては、国で実施するなど適切に対処することとする。

組織機構については、国有林野の管理経営を森林管理等の行政的な業務を主体とするものへ移行すること及び実施体制の効率化を図ることを基本として、平成15年度末までに再編したところであり、今後とも、簡素かつ効率的な組織の下で適切な管理経営を行うこととする。

職員数については、今後とも、国有林野の管理経営の方針を公益的機能の維持増進を旨とするものとするとともに、伐採、造林等の実施行為のすべてを民間事業者に委託して行うこと及び現場における適切な森林保全管理を推進することに対応し、効率的な実施体制に即したものとしていくこととする。

(2) 長期的な収支の見通し

本計画を踏まえ、一定の条件のもとで収支を試算すると次のとおりである。

(単位：億円)

	平成21～25年度 (年度平均)	平成26～30年度 (年度平均)
収 入	2, 290	2, 110
自己収入 (一般会計受入等を含む)	1, 570	1, 600
借 入 金	0 (720)	0 (520)
支 出	2, 290	2, 110
事業関係費等	1, 520	1, 410
利子・償還金	770	700
収 支 差	0	0

注：1 借入金欄の上段は新規の借入金、下段の（）は、その借換に係る借入金である。

2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

3 試算の主な前提条件については、別紙のとおりである。

(3) その他事業運営に関する事項

ア 事務の改善合理化

国有林野事業の各種事務処理を行うための「国有林野情報管理システム」や府省共通システムの活用、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達、森林GIS（地理情報システム）を活用した現場業務の支援などを通じ、効率的な事務処理の推進を図ることとする。

イ 労働安全衛生の確保

労働安全衛生の確保は、職員の安全と健康を守るとともに、事業の円滑な運営にとって不可欠な条件であることから、労働災害防止については、人命尊重を基本理念として、安全活動状況の分析・検討等、現場実態等に対応した安全管理体制の機能の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等適切な安全管理

の積極的な推進等により、労働災害の未然防止を図るとともに、健康管理については、生活習慣病予防等の健康保持増進対策、心の健康づくり対策等の推進を図ることとする。

ウ 林業事業体の育成強化

伐採、造林等の事業の実施行為は、民間事業体等に全面的に委託することとしており、安定的、効率的な経営が可能となるような経営基盤の強い林業事業体を育成することが重要となっている。

このため、林業事業体の経営の安定化の観点から安定的・計画的な事業実施に資するため、事業の年間発注見通しに関する情報の提供や、国有林材の安定的・計画的な販売を行うシステム販売に取り組む。さらに、事業実施の効率化等の観点から、低コストで壊れにくい路網を軸とした高効率・低コストの作業システムの普及や林業事業体が自ら取り組む労働安全衛生活動等の確保に資する事業成績評定の実施等に取り組み、林業技術の向上や安全管理の充実、品質の確保等の観点からも、林業事業体の経営基盤の強化に資するよう努めることとする。

このような林業事業体の育成強化を通じて、林業労働力の確保にも資することとする。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 人材の育成

国有林野事業は、その使命を十全に果たすために必要最小限の要員規模で少数精銳による管理経営を行っていかなければならないことから、人材の育成は極めて重要である。

このため、公益的機能重視の森林施業、治山事業の推進、流域管理システムの推進、生物多様性の保全等国有林野の管理経営に関する基本方針を踏まえるとともに、開かれた「国民の森林」^{もり}に向け新たな課題も念頭に置きつつ、森林に関する技術者としての専門的な知識、能力、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養うため、実地を重視したOJTとともに研修の充実や森林インストラクター等の資格取得の促進、関係省庁等との人事交流等を積極的に行うこととする。

(2) 林業技術の開発普及

森林の有する公益的機能の高度発揮等に対する国民の要請に対応し得る森林の整備を図るため、国有林野事業における技術開発基本目標に基づき、産学官の連携の下に国有林野の有する多様な森林とまとまりのあるフィールドを活用した技術開発を森林技術センターを拠点として計画的に推進する。

また、その成果は、国有林野の管理経営に活かすとともに、研修の場の提供等

を通じて普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与するものとする。

なお、保護林など優れた自然環境を有する森林を中心に多様な国有林野を大学や研究機関にも学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めるとともに、国有林野の管理経営を進める中で、これらのフィールドの適切な管理に努めることとする。

さらに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組むこととする。

(3) 地域振興への寄与

地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つであり、地元自治体等の理解を得ながら進める必要のある国有林野事業の改革の過程においても十分な配慮が必要である。

このため、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めるものとする。

(4) 労使協力の推進

国有林野事業の改革を実現する上で労働組合の理解と協力は極めて重要である。労使が国民の負託に応えて国有林野事業の使命を達成していくという共通の認識に立ち、相互理解と信頼に基づき、一体となって国有林野事業の改革を推進するよう努めるものとする。

(別紙)

主な前提条件は、以下のとおりである。

- ① 収穫量は、「森林・林業基本計画」における森林整備推進の考え方を踏まえた見込み数値。

	平成21～25年度(平均)	平成26～30年度(平均)
収 穫 量	840 万m ³ /年度	1190 万m ³ /年度
主 伐	420	750
間 伐	420	440
(参考:更新量)	36.1 千ha/年度	33.8 千ha/年度
[人工造林]	6.0	7.6
[天然更新]	30.1	26.2

- ② 自己収入のうち

林産物販売額は、平成18年度実績単価を基に積算。(素材販売については、平成18年度の実績数量267万m³で推移すると見込む)

- ③ 事業関係費等のうち

ア 業務管理費として、人件費と収穫調査等の民間委託による所要経費を見込む。

要員については、総人件費改革に基づく国の行政機関の定員を基本。

イ 事業的経費については、このうち素材生産費等を除く額の約5割は過去5年間の収穫量の年平均量と連動して推移、残りの約5割の経費は固定。

- ④ 利子・償還金は、5年償還(1年据置)とし、金利2.1%として見込む。